

21文科初465号  
平成22年1月29日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事殿  
各指定都市長  
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省大臣政務官  
高井 美穂

(印影印刷)

### 子どもを見守り育てるネットワーク活動の推進について（通知）

いじめや不登校、自殺などといった子どもたちの問題行動等は依然として相当数に上っています。これらの問題の背景には、子どもたちが一人で悩みを抱え込み、誰にも相談ができず、子どもが安心して過ごせる居場所がないことも背景の一つとして指摘されています。

文部科学省では、これらの問題に対応するため、関係機関や民間団体が連携し、子どもたちを見守り育てる「新しい公共」の実現に向けた取組を推進することを目的として、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議（別添1「設置要綱」参照。）を設置し、この度、別添2のとおり、「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」（以下「推進宣言」という。）を採択しました。

子どもたちの悩みを受け止めるために、これまでもスクールカウンセラーなど心理の専門家等を活用した学校での教育相談の充実や、24時間での電話相談体制の整備等に取り組んでいただいているところです。また、関係機関や民間団体でも、法務局・児童相談所での対応、電話相談、地域でのボランティア活動など、様々な取組がなされています。それらの機関・団体が、それぞれの役割を果たしながら、子どもたちが信頼して相談することができるチャンネルを整備し、子どもの居場所づくりを進めるための取組を行う必要があります。

つきましては、各地方公共団体等におかれては、子どもを見守り育てるため、関係機関や地域・民間団体とも連携して、子どもを対象とした相談体制の充実、学校や地域における子どもの居場所づくり等、「推進宣言」を踏まえたネットワーク活動をより一層充実させていただきますようお願いいたします。なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるようご指導をお願いします。

## 子どもを見守り育てるネットワーク推進会議設置要綱

平成22年1月14日  
推進会議申合せ

### 1. 趣旨

いじめや不登校、自殺などといった子どもたちの問題行動等は依然として相当数に上っている。これらの問題の背景には、家庭や社会・学校の問題が複雑に絡み合っているが、子どもたちが一人で悩みを抱え込み、誰にも相談ができず、子どもが安心して過ごせる居場所がないことも背景の一つとして指摘されている。

子どもたちの悩みを受け止めるために、これまでも学校での教育相談や法務局・児童相談所での対応、民間団体が行っている電話相談や居場所づくりなど、様々な取組がなされているが、それぞれが役割を果たしながら、子どもたちが信頼して相談することができるチャンネルを整備し、子どもの居場所づくりを進めるための取組を行う必要がある。

そのため、関係行政機関や民間団体が連携し、子どもたちを見守り育てる「新しい公共」の実現に向けた取組を推進することを目的として、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### 2. 構成員

会議の構成員は、別紙のとおりとする。

### 3. 実施方法

- (1) 会議は、構成員全体の会議の下に、担当者レベルで構成される検討委員会（ワーキンググループ）を置くこととする。
- (2) 必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見等を聞くことができるものとする。

### 4. その他

会議に関する庶務は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課において処理する。

## 構成員

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年支援担当）  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁生活安全局少年課長  
法務省矯正局少年矯正課長  
法務省保護局更生保護振興課長  
法務省人権擁護局調査救済課長  
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長  
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長  
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長  
文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長  
全国連合小学校長会  
全日本中学校長会  
全国高等学校長協会  
全国定時制通信制高等学校長会  
全国教育研究所連盟  
全国適応指導教室連絡協議会  
全国児童相談所長会  
全国学童保育連絡協議会  
全国人権擁護委員連合会  
（社）全国少年警察ボランティア協会  
（社）全国保護司連盟  
（非）チャイルドライン支援センター  
（社）日本臨床心理士会  
スクールカウンセリング推進協議会  
（社）日本PTA全国協議会  
（社）全国高等学校PTA連合会  
（非）フリースクール全国ネットワーク  
（非）日本フリースクール協会  
（非）教育支援協会  
（社）中央青少年団体連絡協議会  
（財）児童健全育成推進財団  
（財）インターネット協会  
日本弁護士連合会  
日本更生保護女性連盟  
日本BBS連盟  
（社）日本青年会議所  
全国商店街振興組合連合会  
日本労働組合総連合会

## 子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言

子どもたちが、将来への夢と希望を抱き、明るく笑顔で日々を過ごし、健やかに育っていくことは、国民共通の願いです。

しかし、少子化や情報化が進展し、経済状況が変化する中で、人間関係が希薄化するなど、学校や家庭、地域において、子どもを見守り育てる力が低下しています。このような状況の中、多くの子どもたちが、孤立し、安心して過ごすことができる居場所を見つけることができず、いじめられていること、死にたいと思うぐらい辛いこと、学校や家庭の中での悩んでいることなどを、誰にも相談することができず、一人で苦しんでいます。

こうした状況を打開し、子どもたちが大人を信頼して悩んでいることや困っていることを打ち明けることができ、学校や家庭、地域の大人が子どもたちの抱える問題を解決し、子どもたちが安心して成長していくことができるようにするためには、社会総がかりの取組が必要となります。

私たち大人は、一人ひとりが子どもたちを見守り育てる責任があることを自覚し、学校・家庭・地域社会が一層連携を深め、行政と民間団体が一致協力して取り組むことを決意し、ここに宣言します。

### 記

#### 1 子どもが悩みを相談することができるチャンネルを充実する

行政や民間団体で連携・協力して、子どもたちの悩みを受け止められるよう、様々なチャンネルでの子どもたちを対象とした相談の取組を充実させます。

## 2 社会全体で子どもを見守る

「社会全体で子どもを育てる」という視点で、社会の大人と子どもとの信頼関係をつくるとともに、子どもたち自らが考え育つことができるよう、社会全体で子育てや教育を行い、子どもを見守る体制をつくっていきます。

## 3 子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる

行政と地域、民間団体が協力して、学校や地域に子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる活動を進めていきます。

## 4 子どもたちと地域の人に触れ合う機会をつくる

放課後や週末等における子どもたちの居場所や、地域の空きスペースでの活動など、子どもたちが仲間同士や地域の人と触れ合い、様々な活動を行うことで、地域の中で子どもが育つ取組を進めます。

## 5 家庭教育への支援を行う

行政と地域、民間団体が協力して、子どもの教育や子育てで悩む家庭からの相談に応えたり、親同士や親と子でともに学ぶことのできる場を設けるなど、すべての親が自信を持って安心して子どもを育てることができるよう支援を行っていきます。

平成22年1月14日

子どもを見守り育てるネットワーク推進会議